

調査チームの設置目的

本町松下線築造工事「その1」及び「その2」工事について、工期及び工事費の大幅な変更が見込まれることから、契約事務等の執行等に関する調査検証を行うこと

工事概要



■本町松下線築造工事(その1工事)

受注者 : 株式会社久本組
 契約金額 : 808,489,000 円 (当初)
 985,290,900 円 (変更①)
 1,047,086,700 円 (変更④)
 1,697,186,700 円 (変更見込)
888,697,700 円 (変更見込-当初)
 工期 : R2.1.16~R3.3.31 (当初)
 R2.1.16~R4.7.31 (変更①)
 R2.1.16~R5.3.31 (変更②)
 R2.1.16~R6.3.31 (変更③)
R2.1.16~R6.6.30 (変更見込)

■本町松下線築造工事(その2工事)

受注者 : 日本国土開発株式会社大阪支店
 契約金額 : 673,200,000 円 (当初)
 1,082,555,100 円 (変更見込)
409,355,100 円 (変更見込-当初)
 工期 : R4.3.23~R6.3.31 (当初)
R4.3.23~R7.8.31 (変更見込)

主な変更理由

① 立坑位置の変更(その1工事)

立坑位置に関し、入札の最中に変更依頼がある状況で発注 ⇒ 新たな立坑位置の協議のため増額・工期延期



一時中止期間

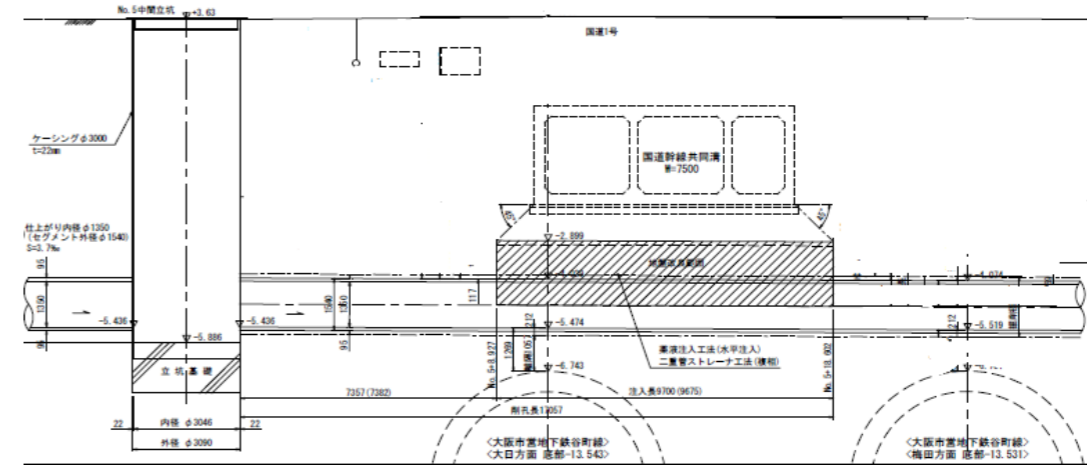
令和2年4月1日 ⇒ **令和3年7月4日 (約1年3カ月)**
 (学校協議、警察協議、交通量調査)

増額

シールド工	▲ 12,346 千円	その他軽微な変更	15,175 千円
家屋調査	▲ 35,135 千円	交通整理員	91,845 千円
防音工	34,288 千円	諸経費	67,375 千円
交通量調査	15,600 千円	計	176,802 千円

② シールドマシンの停止(その1工事)

国道1号横断時、地中にあるH形鋼と接触 ⇒ 引抜き経費の増、工事一時中止期間の発生



一時中止期間

令和4年6月30日 ⇒ 令和5年7月30日 (約1年1ヶ月)

増額

防音ハウス等リース料	20,285 千円	その他軽微な変更	7,025 千円
交通整理員	76,960 千円	矢板買取	12,940 千円
一時中止に伴う経費	430,000 千円	付帯工	4,845 千円
諸経費	98,045 千円	H形鋼撤去	61,796 千円
		計	711,896 千円

③ 地元協議に伴う設計変更(その2工事)



○当初、No.2からの発進を予定していたが、地域との協議の結果、No.4立坑からの逆発進と変更。
 ○推進工において支障物が発見されたためNo.3人孔は設置しない。

一時中止期間

令和4年5月1日 ⇒ 令和5年8月31日 (約1年4カ月)

増額

一時中止に伴う経費	61,735 千円	工法変更	99,274 千円
設計費等	27,400 千円	交通整理員	55,358 千円
追加調査	28,134 千円	諸経費	137,454 千円
		計	409,355 千円

事務の問題点

① 事前調整の不足と設計・施工分離発注方式からの転換

その1工事・その2工事

- ・ **中学校に設置予定の立坑位置に関し、十分なリスクヘッジをせず発注(その1工事)**
関係機関協議のため大幅な工期延期、技術者束縛、新たな設計費の追加、交通整理員の大幅増により工事費が増大
- ・ **立坑の位置等について、地元合意が必要となる事業であるにも関わらず、合意をとらず発注したため工事が履行不可能(その2工事)**
新たな設計費の追加、新しい施工方法による工事費の増大、技術者束縛、工事一時中止による経費の発生
- ・ **設計・施工分離発注方式からの転換**
その1工事、その2工事の実施設計の修正業務を、工事受注者に行かせたにもかかわらず必要となる決裁を得なかった⇒守口市事務決裁規程に違反

② 予算面からの事務統制の不備

その1工事・その2工事

- ・ **明確な予算の裏付けがないまま、設計にない項目を履行**
追加工事の部分について、予算を超過する認識を持ちながらも、具体的な金額の確認をすることなく、設計変更や補正予算の提出をしなかった⇒地方公営企業法第24条に違反

その1工事の状況 (イメージ)

(現在)	シールド工事費 約 8.1 億円	+	立坑位置変更分 約 1.8 億円	+	H形鋼引抜き費 約 0.6 億円		
(変更)	シールド工事費 約 8.1 億円	+	立坑位置変更分 約 1.8 億円	+	H形鋼引抜き費 約 0.8 億円	+	一時中止に伴う経費 約 4.3 億円
							その他工事に要する経費 約 2.0 億円

その2工事の状況 (イメージ)

(現在)	推進工事費 約 6.7 億円						
(変更)	推進工事費 約 6.7 億円	+	追加調査 約 0.3 億円	+	設計費等 約 0.3 億円	+	一時中止に伴う経費 約 0.6 億円
							工法変更に要する経費 約 2.9 億円

③ 工事一時中止命令

その1工事・その2工事

- ・ 工事一時中止について工事請負契約書に定める書面での指示を行っていない
⇒工事請負契約書に違反
また再開までの見通し、増加費用の精査が十分に行われていなかった。

発生要因

① ガバナンスの脆弱性

- ・ 工事を遂行する場合、組織として、変更金額、出来高金額を把握したうえで進捗管理すべきであるが、担当者・管理職ともに、これらを把握しないまま、あいまいな状態で工事を進め、要所でのチェックがされないことが常態化していた

② 工事を推進するための事務に対する認識の甘さ

- ・ 予算に対する認識を誤っており、別の内容の工事をさせても、予算内なら構わず、不足分は追加で対応可能という思い込み
- ・ また、施工者に設計修正を発注するなど、予算費目・節に対する認識が薄い
- ・ 立坑の位置変更により、どの程度費用が増えるのか、工事一時中止により、どの程度経費が高まるのかなど、金額に関する認識が乏しい

再発防止策

① 組織力強化

- ・ 組織力強化
技術検討会議の設置
(大幅な設計変更や工期延期が見込まれるときは、会議で議論を尽くし決定)
- ・ レクチャー体制の整備

② 事務の遂行力向上

- ・ 技術力の向上及び契約・会計事務研修の実施
- ・ 設計・積算や工事監督に係る確認事項等のダブルチェック体制の構築